

生活習慣病を減らせ ～シンガポールの食品添加物・糖分規制～

シンガポールは、世界屈指の都市国家として、ポジティブな面が採り上げられることが多い国ですが、肥満や糖尿病の多さ等、国民の健康面では社会的な課題を抱えています。国際糖尿病連合の調査によると、シンガポールの糖尿病有病率は11.6%（アメリカ10.7%、日本6.6%）と、主要国の中でも非常に高い水準です。

背景には、甘いものを好む食文化や、遺伝的要因があること等が指摘されていますが、シンガポール政府は、糖尿病撲滅を重要課題の一つと捉え、国民の健康増進に取り組む姿勢を明確にしており、2021年中にも各種規制が強化されました。



シンガポール政府は「WAR ON DIABETES（糖尿病との闘い）」をスローガンに、糖尿病の撲滅を目指しています。

◆ 部分水素添加油脂（PHOs）規制（2021年6月）

シンガポールでは、2021年6月からPHOs（部分水素添加油脂）を含む食品の製造・輸入が禁止されました。PHOsにはトランス脂肪酸が多く含まれていることから、摂取量が増えると生活習慣病のリスクが高まるとの指摘があり、欧米では、以前から食品への添加が規制されています。

日本の伝統的な食文化では、トランス脂肪酸の摂取量が少ないとされており、日本国内では表示義務や含有規制がないことから、日常生活では意識することが少ないかもしれませんが、日本製のインスタントヌードルやカレー、菓子類等に含まれていることがあります。

本規制の開始前後、シンガポールの小売店等では、PHOsが含まれる商品の在庫セールや、代替品の選定・入替等の対応に追われていました。

◆ 糖分等の含有量の多い飲料への栄養情報表示義務等

また、2021年末には、糖分等の含有量の多い飲料に対する規制が、2022年12月30日から施行されることが発表されました。シンガポールで販売される清涼飲料水等は、糖分等の含有量に応じてA～Dの4段階に区分され、「不健康」に分類される「カテゴリーCおよびD」には、パッケージ前面への表示義務が課されます。更に「最も不健康」な「カテゴリーD」の商品は、テレビ等でのメディア広告が全面禁止される等、世界でも先進的な施策となります。食品業界では、「パッケージ表記や広告等で、一般市民にも健康志向が一層浸透する」、「健康への配慮は、今後の商品ラインナップ検討でも優先事項になっていく可能性がある」等の声が挙がっています。



シンガポール保健省が発表した栄養情報表示のイメージ。糖分や不飽和脂肪酸等の含有量に基づきA（少ない）～D（多い）のカテゴリーに分けられています。

（シンガポール駐在員事務所 青松 隆太）

【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。